

訪問診療同行事業 事業概要

1 目的

本事業は、経験豊富な医師の訪問診療に、経験が無い医療機関が同行することにより、在宅医療を体験し、在宅医療に関する理解を深め、在宅医療（訪問診療）を実施する医師の増加を目指すものである。

2 事業期間

平成30年12月10日（月）～平成31年2月28日（木）

※上記期間内に実施してください。

3 対象者

岐阜県内で就労している、または、就労の予定がある医師、歯科医師、看護師等

4 実施方法

- (1) 訪問診療を実施する経験豊富な医療機関（以下、同行診療実施機関という）と、在宅医療の経験が無い、医療機関（以下、同行診療研修機関という）は、事前に日程調整を行い実施日の約2週間前までに実施計画書（様式1）を岐阜県医師会へ提出する。
- (2) 岐阜県医師会は、提出された実施計画書の内容について協議・審査し、承認された計画については、同行診療実施機関に通知する。（様式2）
- (3) 同行診療実施機関は、訪問診療同行の終了後1週間以内に、岐阜県医師会に報告書（様式3）を提出する。
- (4) 同行研修機関は、訪問診療同行の終了後1週間以内に、岐阜県医師会にアンケート（様式4）を提出する。

5 報告書・アンケートについて

- (1) 同行診療実施機関は、岐阜県医師会に対し報告書（様式3）を提出し、同行診療研修機関は、アンケート（様式4）を岐阜県医師会へ提出する。また岐阜県医師会は、これらの提出を受けた際に資料作成費等として、1日に1回分を上限として、以下のとおり支出する。

同行診療実施機関（指導者） ＜報告書＞	医師	20,000円/日
	看護師	7,000円/日
同行診療研修機関（受講者） ＜アンケート＞	医師（医科・歯科）	10,000円/日
	看護師（歯科衛生士）	5,000円/日

- (2) 同行診療を実施した同行診療実施機関が提出する報告書（様式2）は、同行した医療機関との連携の結果や課題、その解決策等を記載する。
- (3) 同行研修機関が提出するアンケート（様式4）は、訪問診療に同行した感想や課題、その解決策等を記載する。
- (4) 同行診療実施機関並びに同行診療研修機関は、1回の訪問診療実施毎に報告書・アンケートを提出する。

6 留意事項

- (1) 本事業で実施する同行診療には、同行診療実施機関の医師1名以上、同行診療研修機関の医師若しくは歯科医師1名以上の複数になっていることが条件です。なお、看護師や歯科衛生士のみの参加は認められません。
- (2) 同行診療を実施する同行診療実施機関が、歯科医師に同行を依頼する場合は、患者やその家族に確認を取り、まず、かかりつけ歯科医にご連絡ください。
- (3) 予算の上限に達した時点で本事業は終了します。
- (4) この事業は、在宅医療推進のための研修部分を評価している事業であるため、これ以外に実際に診療行為がなされた場合には、診療報酬で規定されている費用の算定は可能です。